

## 9. 一般就労支援

### 【現状と意見】

＜◇障がい者生活実態調査＞

◇身体障がいのある人、知的障がいのある人、通院で精神医療を受けている人が一般企業などで働いている割合は、前回調査に比較して増加しています。

◇働くために希望することについては、「障がいにあった仕事を増やしてほしい」「職場内の人に自分を理解してほしい」という回答が、前回調査と比較して増加しています。

◇発達障がいのある人は、今後の就労意向として「働きたい」と回答した割合が、他の障がいと比較して最も高く、就労に対するニーズが高くなっています。また、「障がいにあった仕事を増やしてほしい」「職場内の人に自分を理解してほしい」が、他の障がいと比較して高くなっています。

◇難病患者は、「障がいにあった仕事を増やしてほしい」に次いで「市民や企業に障がいのある人の就労について知ってほしい」と回答した人が多くなっています。

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会の意見＞

○就労の支援が必要な人に対して、各種相談支援機関が連携を図り、福祉サイドと労働サイドが連携し、多面的、横断的に支援する仕組みづくりが求められています。

○障がい当事者中心の支援を図るためには、支援機関間での共通理解の場が必要です。

○就労移行支援サービスでの訓練は、知的・精神障がいを主対象としており、発達障がいに特化した事業所が少なく、発達障がいに特化した職業訓練の実施が求められています。

◎就労した後の定着率が低く、国のデータでは約7割の人が離職しているという現状であり、定着率を高める取り組みが必要です。

○在学中に発達障がいの診断を受けた、または疑いのある学生への支援が難しい状況です。

◎障がいのある人の就労については、企業の理解が不十分なところもあり、難病の人の就労は困難な状況があるなど、企業に対する障がい理解の促進が求められています。

### 【施策の方向性】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、住居の確保や在宅サービスなどの充実とともに就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように総合的な就労支援が必要です。

平成25年4月より障害者雇用促進法で企業などに義務付けている法定雇用率が引き上げられました。平成30年4月には精神障がいのある人の雇用が義務化されるなど、就労機会の拡大が期待されており、本市においても、障がいのある人の一般就労支援を一層推進していきます。

#### (1) 相談支援の推進

全市的な就労支援拠点としての神戸市障害者就労推進センターや地域に密着した就労支援の拠点としての地域障害者就労推進センター（東部・北部・西部）において、障がいのある人・雇用事業主への支援を実施していきます。

	<p>就労推進センターにおいては、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、連携を図りながら、就労相談や職場開拓、職場定着支援など、生活面にも配慮した支援を推進していきます。</p>
(2) 就労機会の拡大	<p>①特例子会社の設立促進</p> <p>市内に特例子会社を新たに設立する事業主に対する施設・設備整備補助制度を設け、安定的な雇用の場の拡大に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、兵庫労働局やハローワーク、兵庫県の特例子会社設立ワンストップ支援窓口などと連携しながら補助制度の周知を図っていきます。</p> <p>また、企業から特例子会社設立に関する相談があった場合には、補助制度の案内に加えて、障がいのある人の採用や、就職後の就労推進センターによる職場定着支援など、ソフト面での支援制度についても積極的に情報提供を行い、企業が神戸市で障がい者雇用の拡大に積極的に取り組めるよう支援していきます。</p>
	<p>②就労移行支援事業所の利用促進</p> <p>就労移行支援事業所を紹介するパンフレットの作成・配布のほか、就労移行支援事業所オープン見学会を開催することにより、就労移行支援事業所の利用促進を図ります。</p>
	<p>③身近な場所での職場や実習場所の確保</p> <p>障がいのある人が地域で暮らし、就職し、働き続けるためには、身近な場所に職場があり、また就職に向けて実習する場所が確保できることが望ましいと考えています。</p> <p>このため、障がいのある人の雇用事例を紹介するセミナーや訓練・就労現場見学会を通じて、雇用ノウハウの提供などに努めるとともに、ハローワークなどとの共催による合同就職面接会を実施するほか、各地域障害者就労推進センターに配置しているしごと開拓員が、企業に対して、各種雇用支援制度や支援機関の紹介、障がい特性の説明や雇用管理上のアドバイスを行うなど、積極的な雇用啓発・職場開拓を行います。</p> <p>また、回復途上にある精神障がいのある人が、協力事業所のもとで一定期間訓練を行う精神障害者社会適応訓練の実施や、ICT を活用した在宅就労の支援も進めていきます。</p>
	<p>④発達障がいなどに対応した支援</p> <p>障がい特性の理解、啓発や障害者就労推進センターでの専門相談員の配置など発達障がいのある人などに対応した就労支援の強化に取</p>

	<p>り組んでいきます。</p> <p>また、近年、高等教育機関において、発達障がいあるいはその疑いのある学生の数が増加しているという現状を踏まえ、市内の高等教育機関における発達障がいのある学生の就職支援についても検討していきます。</p>
	<p>⑤難病のある人などに対する就労推進</p> <p>市内4か所の障害者就労推進センターにおいて、引き続き、障害者手帳の有無にかかわらず難病のある人などからの相談に応じていきます。</p> <p>難病のある人などの就労支援は、福祉・医療機関、労働機関、企業などの幅広い関係機関が連携して、難病のある人の職業生活と疾患管理の両立を支えていく必要があります。そのため、障害者就労推進センターにおいて、地域の福祉・医療機関や、兵庫労働局、ハローワーク、難病患者就職サポーターなどと、情報提供や意見交換も含め連携を図りながら、就労相談や職場開拓、職場定着支援など、難病のある人などの生活面にも配慮した支援を実施します。</p>
	<p>⑥障がい特性に配慮した市役所内での職場実習・訓練雇用</p> <p>知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人を対象とした市役所内での職場実習・訓練雇用の受入を進めていきます。</p>
<p>(3) 関係機関との連携強化</p>	<p>①就労移行支援事業所などの支援技術の向上・連携</p> <p>障がいのある人の就労にとって、個々の障がいのある人へのきめ細やかな支援が重要となります。就労支援関係者が集まる地域ネットワーク会議を開催し、情報の共有化などネットワーク構成員の連携を図るとともに、就労移行支援事業所や就労継続支援（B型）事業所をはじめとする障害福祉サービス事業所などの利用者・支援者を対象にスキルアップ研修会を開催します。</p>
	<p>②労働・保健福祉・教育など関係機関と就労支援ネットワークの強化</p> <p>障害者就労推進センターを中心とし、国、県などの労働機関、就労移行支援事業所などの訓練機関や保健福祉機関、特別支援学校などの教育機関と就労支援ネットワークを構築していますが、この就労支援ネットワークを通じて情報の共有化、就労に向けた支援を強化していきます。</p>

### ③地域就労支援ネットワークの構築・強化

市内4箇所の障害者就労推進センターにおいて、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、連携を図りながら、生活面を含めたきめ細やかな就労相談や、職業訓練、職場開拓、職場定着支援など、生活面にも配慮した就労支援を推進していきます。

### (4)職場定着支援及び離職者への再チャレンジの支援

障がいのある人が就職し、職場に適応し定着するためには、職務遂行力の向上支援だけではなく、障がいのある人、家族、企業等への助言など就労後の支援をきめ細かく行うことが重要となります。離職した障がいのある人が再度就職に向けチャレンジできるような支援も必要となります。

このため、兵庫障害者職業センター、ハローワーク、就労移行支援事業者や障害者就労推進センターと連携しながら、ジョブコーチ支援などを行っていきます。また、雇用企業には、企業内ジョブコーチなどの配置について理解を求めていきます。このほか、働く障がいのある人が集い憩う居場所の運営も引き続き行い、職場定着を支援します。

### (5)特別支援学校の生徒・卒業生に対する就労支援

生徒の障がいの状態、地域や学校の実態に応じた体験学習などを取り入れます。また、地域や産業・労働などの業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けます。これらにより、勤労の尊さや創造することの喜びを体得できるようにし、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

障害者就労推進センターや就労移行支援を行う事業者、国・県の労働関係機関などと連携し、就職先や訓練受け入れ先の開拓・マッチング、就職後の職場への定着支援を行います。

「障害者職業能力開発プロモート事業」において、福祉・教育・医療・経営・労働・行政などの各関係機関の連携による就労支援機能の向上を目的とした様々な事業に取り組んでいきます。

市内4か所の障害者就労推進センターにおいて、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、情報の共有化やネットワーク構成員の連携を図っていきます。

教育委員会が実施する「就労支援プログラム推進事業」への参加など、様々な取り組みを通じて、①就職に向けての相談、②就職に向けての準備・訓練、③就職活動・雇用前支援、④職場定着支援といった流れが円滑に行われるよう、教育委員会と連携した取り組みを行っていきます。

## 10. 福祉的就労の推進

### 【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇知的障がいのある人は、工賃収入を得て働いている割合が減少しています。

<○地域自立支援協議会での意見>

○障がいのある人の生きがいと経済的自立のための、工賃の確保が求められています。

○工賃アップはそれなりの受注量と質に応じていかなければならず、利用者の能力・支援の環境からみて事業所単体では難しい状況です。

○地域や施設間で協力して業務委託ができる仕組みづくりが求められています。

### 【施策の方向性】

障がいのある人の生きがいと経済的自立のための、工賃の確保が求められています。

企業からの受注拡大や、障害者優先調達推進法に基づく市の調達方針による調達の拡大、魅力ある商品づくりなど総合的な取り組みを通じて、更なる工賃アップを図っていきます。

### 【施策の方向性】

(1) 就労機会の拡大	①企業などとの連携による福祉的就労の場の確保 企業などに対して、障害福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を働きかけるとともに、企業内における障がいのある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図っていきます。
	②農業分野での福祉的就労やパティシエ養成の取り組みなどへの支援 障がい特性や地域特性に対応した多様な働き方を支援していきます。 (事例) 農でデザインする福祉のまちづくり事業 (きたベジねっと) 神戸スイーツ・コンソーシアム スイーツ甲子園 (関西大会) また、「ふれあい商品」の商品力向上・売上アップを図るため、デザイナー・パティシエなどプロの専門家と連携した商品開発に取り組む障害福祉サービス事業所などに対する支援を行います。
(2) 企業や市からの受注の拡大	平成25年4月施行の障害者優先調達推進法に基づく、市の障害者優先調達推進方針に基づき、障害福祉サービス事業所などへの商品・業務発注に努め、これを民間部門に広げていくように取り組みを行っていきます。

<p>(3)生産活動への支援</p>	<p>①市役所内「神戸ふれあい工房」の運営</p> <p>平成26年6月に市役所内に移転した「神戸ふれあい工房」において、名刺やギフトの取次や、外商受付、イベント販売を行うことにより、市役所内の発注を含め、売上拡大に努め、障がいのある人の更なる自立促進をめざします。</p>
	<p>②ふれあい商品の新規開発や販路拡大の支援</p> <p>「ふれあい商品」の商品力向上・売上アップを図るため、デザイナー・パティシエなどプロの専門家と連携した商品開発に取り組む障害福祉サービス事業所などに対する支援を行うとともに、事業所などの職員を対象とした商品力向上支援研修を実施します。</p> <p>しごと開拓員が企業への営業活動に積極的に取り組みます。</p>
	<p>③障害福祉サービス事業所間などの連携支援</p> <p>共同受注窓口である、市役所内「神戸ふれあい工房」の運営を行うとともに、「しごと開拓員」が開拓した「ふれあい商品」や役務発注企業の情報を、地域自立支援協議会など関係機関とも連携しながら、障害福祉サービス事業所などに情報提供を行い、企業と障害福祉サービス事業所などとのマッチングを行います。</p> <p>また、企業などからの大量発注や、役割分担による「ふれあい商品」や役務の提供に対応するため、障害福祉サービス事業所間などの連携についても支援を行っていきます。</p>